燕石録

七

内閣文庫
和書
類 號 三五六二八
冊
架 二二函 一九

史
二七

内閣文庫		
番號	和	35628
冊數	8	(7)
函號	213	135

国立公文書館
National Archives of Japan

燕石録

七

燕石録巻之七

揚名考
参議公辨
蒲桃圖説
父碑文撰
銘旌考
碑撰人書別號
多藝窓螢
河神靈面圖

揚名考　完

日本政府圖書

揚名

揚名の義ハ空穂物語（祭使の）にとこもあまたところありや左りのだいしやう殿もかぞへりのむとにえらり給もじやうめんざえはありがたしやなどこ返されうちわらふ云と（上文にそのよう）めんをやもらうにいはまんとちやそあちにはなやまし給しもをくせなりとみゆ諸本ノ異同を考合せ共どかふうくは寫誤ありて讀解うべしよう宇治殿仰（中原）めい（はやうめい）の誤にて揚名なる画し

最秘抄ノ（上ニ所ノ引）に揚名ノ關白有ニ何ノ詮一云々清愼公ノ記（源語秘決所ノ引）に揚名ノ關白早ク可レ被二停止一云々後ノ普光園院殿ノ（良基公）百寮訓要ノ跋に日本第一攝政揚名ノ介云々などあ

内閣文庫

なされもせぬに一條禪閤（源語秘決）の只名ばかりとい
ふ心なりたとへばその官にありたれども職掌
もなく得分もなきをいへりといはれしがごと
し畢竟は散官無足にて別に家業あるもの
年給の主に就て名のみ任官させるなり今世
の諸家の家来分といふ者にあれど（黨中將ノ位階ノ部ノ納言）
の条にハ四年に一度掾（ジヤウ）を給ふ又二合とて諸
司ノ助允などを申給はりて子分などとあるも掾
を給ふべきを二度合せて諸司の助允に申せ
へて給はりそれを子分にものよしなり子分家
来分いづれに心繋の中にハ給主より密に食禄
給ても有べし
を受るもあるべく公人（オホヤケビト）の名目（ナマヘ）なれバ給主に身

上を任せたる者と知べし李部王記（源語秘決所引）に
令下一労書生讓件揚名書生とあるは一労書生の
實任を揚名無足の書生に與奪しなり政事要
略（六十七の巻）に人之僕従不可著履但諸國揚名掾目
等為車馬従之日依例僕従猶可制哉為帯掾目不
可制哉と見へしハ年給に所任の掾目が其給主
の僕従に加はれる日実の家僕の列にハ速て後
を著るよしなり信西入道（原中最秘抄上所引）も正権之
外介也不預公廨といへるも散官無禄の證なり
速水見聞私記（七の巻）に除秘抄を引て号揚名介
者諸國介不給職符不趣任國之介等号揚名介留

守置之件介撰一分召申文也と見ゆ留守已下の
説ハれ係はりあらし後愚昧記貞治五年二月條の
勅答に称揚名介者遥授之人候とあるもたがへ
召遥授ハ散官なれど無禄にあらぬそのゆゑよ
しハ別に受領遥源氏物語夕顔の揚名介まうさるゝ
授考にいへり
者にて任國に下らざるにもあらで給主の命欲私
事に就て田舎にまかりくだらずよしありけり然して男女
親王巡給に三合し大臣年給に三合或ハ二分二
合して介を申し任じまつる内給院宮に介を申
任ぜらる例 江家次第四の巻除目の条除目抄下巻 おこりをもしめ不見およし年給御給内
給未給巡給別給別巡給二合三合二分二合など
のゆゑよしハ別に年官年爵考にくはし
見え東三條院 円融院后 法興院殿女 被挙申揚名介 原中最秘抄上

所引 藤原常直申揚名介 河海抄所引 二所引 などもありてかの
外望揚名介よし所見れはうり 園大暦貞和二年二月の条 薩戒記應永三十三年三月の条 源語秘決
挙もし揚名の介掾目史生と
もいはゞ其の國かけて申し任ぜらるべき其れをて権記
長保四年九月二十四日の條にも 置始實奉申任陸奥掾 故院御給
揚名とみえたるを 源氏男女官職私考三の巻に奥（原作奥）
書秘傳別抄を引て揚名介事此
一通被盡委細候此外無別才覚候於山城近江説
者鮮事由存候可在諸國之条勿論候欤又強不可
限介候哉長徳之頃有上野揚名掾大江御厨検校
云々天暦四年一分召有揚名史生沙汰所詮不預
公解四字肝要之由相存候如何円明寺禅閤抄物
中以康保四年清慎公記可了見之由載之候と見
も中いふより本意をとりうしなひいみじき歟

義秘説とし遂には山城上野上総常陸近江など
必定の國とれりんなあり（薩戒記）其五箇國の介を
が揚名介といふるを心得て（園大暦薩戒記除目抄なとに諸國といへるもの事なり）
五箇國圓明寺殿（實經公寛元四年揚関）もなど山城介
を揚名介ともいひ出られしなるべし又は鎌
倉北條執権の世にて國の官人有名無實なれ
ばさいはまされたりけんさまかくまて後の定
をもて其の名目をさだしあやまなることに源
氏の伊行朝臣の奥入（夕顔）素寂法師の紫明抄契
沖阿闍梨の源注拾遺（一の巻）賀茂縣居翁の新釋（夕顔）

壺井義知が男女官職私考（三の巻）倉賀野義亮が
源語類聚抄（也部）徒然草（百八十九段）有識問答（四の巻）野宮
定基卿の漁亭筆記（一名有識指掌集）速水房常が見聞私
記（七の巻）賀茂翁の新問答考同稲山行教が評など
そのふかきまでいひたまへど確説なし新續古今
集（雑中）には藤原雅朝朝臣丹波忠守朝臣の問答の
歌ありさて揚名の字面は孝經（開宗明義章）に立身行
道揚名於後世唐の楊炯が詩に揚名不顧身（全唐詩）
李太白が詩に事立獨揚名（李詩五の巻）などみえたれ
ど其の義は殊なり

天保二年十二月朔日　平小山田與清稿

参議公辨

拾芥抄巻中本官位相當部に如参議造寺長官防鴨河使者最初書之後書位也今按關白別當藏人等書諸諸官位之最初歟立蔭次第造寺官征夷将軍藏人参議等先不論官位之高下最上必書之令踊捧物也云々

有職問答二の巻十七丁左に征夷大将軍正二位姓事此号は位の上下をいはず征夷将軍と位の上に書之鎮守府同然たるべし縱は依職也云々是又如何に答に是ハサヽゲモノトテ假令造東大寺

長官修理佐宮城使防鴨河使ナドモ同ジサマニア
ゲテ諸官位ノ上ニ書ク官ノ類也云々
官職難義官位相當の条に將軍も武軍にてあれ
ども是ハ捧物とて第一に書なり相當のさだに
も及ハぬなりさゝげ物にて第一のかしらに書
に摂政関白参議將軍藏人施藥院使検非違使造
寺長官宮城使なとなりその捧物のうちにても
参議と將軍とハ猶將軍を早く書なり假令ば征
夷大將軍参議從四位下守左近衛権中將當時武
家御位署此分也云々

職原抄後附位署式必在位上事条に摂政関白参
議別當藏人頭（五位藏人）修理宮城使（判官主典）造寺長官（同上）
征夷大將軍施藥院使内舍人外國前司（秣公文受領書之）
云々
按に令義解序に参議從三位行刑部卿兼信
濃守臣南渕朝臣弘貞参議從四位下守右大
辨兼行下野守臣藤原朝臣常嗣日本後紀類聚
國史（百四十七の巻文部下に載之）に参議從四位上行皇后宮
大夫兼伊勢守藤原朝臣真嗣参議左衛門督
從四位下兼守右大辨行近江守良岑朝臣安

世参議正四位下守右近衛大将春宮大夫藤原
朝臣吉野参議従四位上刑部卿小野朝臣岑
守参議民部卿正四位下勲六等臣朝野宿祢
鹿取なとの類参議とは捧物に書き右近大
将よりも上にさへ書たれはなり皆朝廷に奉
る時の位署式也またと和歌の撰集に参議等
なと書たるも奏覧を経るものの書法にて
私の書に参議と書たる例はしらえてなしま
して記録類に参議と書るも其人に對してい
ふ語にあらねど後世に傳んための書法なり

バなれはしく例として私の書法に引證さるべく
もあらバ

寛正本職原抄参議条の首書に書此官則参議書
之呼其人則曰宰相殿也有八人而紛則加氏呼源
宰相藤宰相也云々
職原抄首書一の巻十四丁右参議条に書位署時参議也
呼名時宰相也書時或源参議菅参議呼名之時藤
宰相平宰相也人多故以氏別
按に位署には参議と書ど他にハ源宰相菅
宰相なとこそいへ源参議なと書ける例な

き事也此謬説也

江家次第叙位篇（二の巻十九丁左）に勅許之後大臣召参議一人（尋有坐者可召之其詞云左近中将藤原朝臣三位已上也四位者名朝臣ヽ呉音）被召者稱唯参進（右廻起座）経簀子敷候大臣後長押上云々

玉海（仁安三年戊子正月一日甲子の条）に又召参議詞一度召兼國一度召参議姓朝臣云々四位参議可召名也而召官云々但可尋問也云々

按に叙目召名の時の例にて官より宣詞に是ハ参議と呼ばふ事之

職原抄参議条に四位任之者猶称某朝臣三位以上称姓朝臣也云々聞書に四位にて参議に任ズルハ某朝臣ト天上人ノ時ノ如ク物ニモカキ名ニモ呼也三位以上ノ人任ズルハ公卿タル間参議藤原朝臣ナド呼ビ物ニモ某卿トカリ也云々

寛正本首書に四位ハ藤原定家朝臣ト書之是某朝臣之三位藤原朝臣定家ト書之是姓朝臣之云々

按に某朝臣とは藤原定家朝臣なと書く事にて某とハ名乗を指す詞なり姓朝臣とハ藤原朝臣なと書事にて諱を省て氏尸のみを称

ほなありけれども江家次第叙位篇（二の巻十九丁左）に
明文あるを知りたらぬ濫説之都て諱を呼ハ
失礼なるよしなれ四位にハ諱を呼ども三位を
バ敬して名乗を呼ざるなり

今按に参議は除目の召名の時または上書の位署
奏覧の書記録書等に記せる官名にて其人に對
て参議と呼ハ一人の御詞宣沼の類に限れる事
にて高位高官の人にても必宰相と呼なるに例く
昔より下ざまの者は宰相殿宰相殿様などゝ申
はさらぬへ相公とも八座とも申べきをやさるに

近き比漢学者流の文章に参議公と書るは何の
考据あるにあらざるなれども参議ハ三公の列にあら
ねど公の字の称令條の旨にそむきて中々に嘲
弄せるに似たりまた唐名の公なるしにハ相公
公八座公なと書へきを和名の参議に唐名の公
の字を書添けたる例御國にハたえてなき事
也しかし公の字にて称せるは太政大臣左右大
臣の三公ハもとよりにて中古より内大臣はさ
公の例〔列〕に加ハるとはたやすく書出へき称にあ
らず〔ミズ〕されど唐様の公侯伯子男の公太公延公老公

兄公家公女公などのやうなる公は令條にみえても
られども古より用来れど参議公の称呼は古今未
曽有の珍事なりそも大納言公中納言公民部卿
公弾正尹公左衛門督公山城守公なども書べく
やあれども亜相公黄門公など唐名に書なけ
又々源公藤公平公など書んは古とよりあるを
いふに心得たるにもあらんに近来卑俗の称に一
○とよぶを呼る者快しとせず或賤夫が其友に對して貴公。
種の公あり己より劣ざまの人を指て貴公とい
へるを友男いたくはらふ立て我が貴公ならば貴
公は大貴公なりと罵いへる世話あり又三助を三

公八助を八公などいふ類もあるて川柳體とい
へる鄙俚の狂句にも　公などゝ云て灰吹こほ
さきるとよろたりき若此等の意に通ふ公の字
よて参議の頭官に書なしけたらんにいといし
嘲笑無礼の罪さり所あるまじくや仲尼も必也
正名乎といひましよしきゝ侍るにその流を汲ら
ん人々うく名をみたさふは余がさとり得ぬ一
ふしにあるそ
世に蔵く聴しうひあるて山迹（ヤマト）にもうらに
もためしなき名をぞよし

右参議公辨依
水戸侍臣藤田氏之問卒爾所記也
平小山田與清

蒲桃圖説

妍芳園藏

妍芳園蒲桃記

嘗聞蒲桃者閩粤及嶺南所産其花與凡卉甚異其實香味最美盖茘枝龍眼之亞也柰我邦淂之既難見之亦不易妍芳設君求之有年文化壬申得盆栽一小株高二三寸枝葉不過數枚毎至季秋必納暖窖愛養至壬午幹高可五尺粗細視杖然未生花九月偶補繕暖窖之間移安陽廡下蔽以藁席遇涼冷驟至倏焉萎槁百方救療不回累年苦心一朝成畫餅矣幸喜先是有分取其一枝而別栽小盆者今歳甲申樹長三尺幹如梅試彎屈一枝頻培肥壤仲夏

望後二日彎枝上始認蓓蕾狀作骨朶約豆粒大及晚夏漸如指頭無幾綻開四瓣魚白色長蕋近二寸攢集為團清香滿屋狀頗似馬纓花與廣東新語及嶺南雜記所載符矣真奇觀也唯憾晨開翌夕凋散謝後如柳蒂結實似酸棗金橘輩至閏八月而熟皮面蒼黃作氷裂紋芳倍花又數日而殼皮微拆因收下之核殼不屬搖之有聲擘而嚐之甜美如柳實更覺口鼻留香噫夫蒲桃產㬉熱之域怕寒最甚我邦既不易得而君葠養十三年情之所鍾猶慈母保赤子遂致長成今日得見其花實者可謂至誠能盡物之性矣君欣怡殊甚請余錄其事以傳不朽余與君結赭鞭之盟者久焉羨喜交至不復辭蕪陋刀圭之餘暇屬綴數言更添諸籍之說此物者以應之又以備他日之考證廣東新語云蒲桃樹高二三丈其葉如桂花開自春至冬叢鬚無瓣（昌藏按花瓣之小被繁蕋籠罩難遽見故錯認做無瓣臺湾府志亦然）如剪黃綠絲球長寸許廣中兒童多為十穗髻象之予詩十穗蒲桃髻其實如蘋果色亦黃綠而香甜在殼殼厚半指核小如彈子與殼不相連屬搖之作響羅浮澗中甚多猿鳥含啄之餘隨流而出山人阻水取之動盈數斛以釀酒曰蒲桃春經

歳香氣不減作膏尤美嶺南雜記云蒲桃形如蠟丸大如桃高丈餘花開一簇如針蕊長寸許五月熟色青黄中虚有核如弾丸揺之有聲肉鬆而甘一種名香果形小圓長肉鬆甘香異常重修臺灣府志云香果花有鬚無瓣其色白其實中空狀如蠟丸孫元衡詩云但有繁鬚開爛熳曾無軽片見摧残海天春色誰拘管封奏東皇蠟一丸八閩通志云菩提果花如冠綖葉如冬青而長實似枇杷而大味清甘而香閩書南産志云菩提果花如冠綖葉長而尖實圓而長實肉虚核當處其味甘香莆人謂之糖指或云西域

有此果故曰菩提福州最多灌園草木識云菩提果樹如荔枝高可三丈許今貝葉箋如其葉也凡樹葉無邊界獨此葉有之考升菴外集一名貝多樹虞衡志一名部諦子正二月作花淺黄色如合歡英英千線外有護瓣四五片滿樹如球其菓五月熟日可百許顆次第一月許方熟盡色如黄金圓者如枇杷隋者如棗又如貝虚中而核能鳴核可以種香甜而韻遠食之通氣當其熟時微風飛鳥過之輙墮作爆竹聲漬之白蜜亦堪久藏小園有三株大者中斗南方之珍奇菓也按五雜俎及華夷花木珍玩考所載

之蒲桃即葡萄不可混同也又按清俗呼此物稱高梨薩州沿海之地偶有小株方言方桃云江戸巣丘藝家葦芳園往年有一盆種亦名賓桃又呼都笑莫莫即苞桃之訓皆蒲桃之轉訛而已閲本草夷果部不載之可謂一闕事也惟時文政七年歳次甲申孟冬法眼侍醫兼醫學教諭管鑒定藥品丹洲栗本瑞見源昌臧撰

蒲桃圖説

茘枝龍眼橄欖ノ諸果船載業已ニ尚ク且得易シ蒲桃ハ我邦人多クハ知ラス舶送甚タ鮮シ余因ヨリ此樹ノ最モ終歳温煥ノ地ニ宜クシテ花實ノ美譽ヲ聞ク一株ヲ得テ培栽センコトヲ欲スルモノ年アリ文化九年壬申偶爾ニ一小株ヲ獲タリ長短裁ニ三寸有奇意ヲ用テ培養ス文政五年壬午ニ至テ高低五尺来粗細杖ノ如シ猶イマタ花ヲ生スヘキ勢ナシ其歳秋季暖窖ヲ修繕スルニヨリテ暫ラク向陽ノ廊廡ノ下ニ安放シ更ニ席ヲ以テソノ四邊ヲ擁圍セシニ一朝冷氣俄ニ至リ満園ノ白霜至ラサル所アルコトナシコレカ為メニコノ樹ノ枝葉日ヲ逐テ凋萎ス救養

方ヲ竭ストイヘトモツヒニ枯死ヲ免レス憾豈イフヘケンヤ然レトモコヽニ一幸アリ是ヨリ先ニソノ樹一枝ヲ壓條シテ高サ四五寸ナルアリ其矮小ナルニヨリテ窖中ノ一隅ニ置ケトモ修理ノ妨碍ヲナサス故ニ霜威ニ抵リ得テ恙ナシ愛養注意セルコト昔ノ如クシテ七年甲申ニ至レルニ高低三尺許粗細拇指ノ如シソノヒトヘニ直上スルニ一任セハ花ヲ生スルノ晩カランコトヲ慮リ試ニ前年ノ夏月以来枝梗ヲ撓メ屈シ肥壌糞水ヲ培灌スルコト頻ナリシニ甲申

ノ五月十七日兒愿来リ報ス蒲桃枝上蕾ヲ出スト因テ速ニコレヲ檢スルニ果シテ然リ大サ豆ノ如クソノ數四喜怡スヘシトイヘトモシカレド其状或ハ開綻ニ至ラサルコトヲ憂フ培養イヨイヨ怠ラスユヘニ日ヲ逐テ肥脹シ六月念三日ニ及テ終ニ開花ニ至レリ嶺南雜記廣東新語灌園草木識等ノ諸書ニ載ルトコロノ説ト些子ノアイ違フコトナク香美ニ色潔ク妙観目ヲ驚カシム只ソノ翌夕ニ至テ落盡シテ看ノ短キコトヲ恨トス然レトモ積年ノ願ヲ領シ労ヲ空フ

セサル余カ喜實ニ比ナシ隨テ隴ヲ得テ蜀ヲ望ム結實ニ注意シテ灌漑更ニ宜ヲ得蒂底漸ヲ以テ肥ヘ閏八月ノ末ニ至テ全ク熟シ殼皮裂紋ヲナス因テ收下セルニ殼ト梂ト相離レテコレヲ振フニ聲ヲナスコトマタ漢人ノ説ニ異ナラスソノ香花香ト別様ニ芳馨少シク乾ケハ更ニ人ニ可ナリ試ニ之ヲ味フニ甜脆ニシテ栁實ノ味ニ類ス丹洲栗子知テ之ヲ稱揚ス余因テ請テソノ始末ヲ録セシム文成テ示サルヽモノ右ニ載ルカ如シ自謂ラク實ニ赭鞭會中ノ快事ナリト

以上栗子ノ説ニ詳ナレハ重複ニ似タリトイヘトモ俗ニ通スルノ却テ易カランコトヲ慮リテ敢テ婆心ノ飣餖ヲイトハス却説其梂子ヲ土ニ下セシニ翌歳乙酉ノ春ニ至テ紅芽ヲ萌發スシカレトモ成立ニ及ハス尋テソノ再ヒ花ヲ生センコトヲ庶幾ス十年丁亥五月ノ半枝頭再蓓蕾十八箇ヲ生シ六月盡ヨリ閏六月ノ十日ニ至ルマテ次ヲ逐テ開綻ス甲申ニ比スレハ花頭ヤヽ小ナリトイヘド數ノ多キ芳香室ニ滿チ觀極テ豊ナリ因テ想像ス小樹ナヲカクノ如シ巨樹數百花爛開ノ時ソノ好看イカント而シテ中ニ就テ實ヲ結フモ

ノ都テ九七月下澣ニ至テ黄熟ス枇杷ニ比スレハ頗ル大ニシテ其味ノ濃美清郁ナル敻ニ四年前ニ過ク直ニソノ核子ヲ盆中ノ土ニ下シテ暖窖ニ藏メシニ一核ニ三芽又四芽ヲ發生シ今歳戊子ノ春ニ至テマスマス暢成ス又別ニソノ核子ヲ地中ニ埋ムルコト深サ尺許嚴寒ノ時ニ至リテ堀リ出シ改メテ土ニ下セシモノモ今年ノ初夏ニ至テ芽ヲ發ス之ヲ地中ニ埋メスシテ室中器筐ニ收メ儲シモノ亦寒候ニ至テ之ヲ檢スルニ土ヲ覆フモノニ似スシテソノ仁紫黒ニ變シ芽ヲ生スヘキ狀ナシ桂嶼桂子常ニ余ト甚タ相驩ス桂子モ亦余カ此樹ヲ培養シテ開花結實滋茂ノ功ヲ歡賞ス余則ソノ始末ヲ記スルモノ右ノ如ク且桂子ヲハ煩ハシテソノ圖ヲ製シ工ニ命シテ之ヲ銅版ニ鐫刻セシメ別ニソノ圖解ヲ作テ之ニ添ユ鄙陋ノ言有識ノ笑ヲ免レストイヘトモ只ソノ實ヲ記スルニ於テハイサヽカ虛謬ナシ文政十一年戊子秋月妍芳園主人設樂貞丈誌

一　五月中旬ニ至リテ枝梢此小落蕾ヲ生ス其蕾ソノ色暗紫緊小ニシテ瞥見恰モ實ノ如又ソノ對生スルコト葉ト相同シ

二　數日ノ後ソノ蕾漸ク大ニ狀ヤヽ脩ヲナシソノ色ノ暗紫ナル亦漸ク褪ス

三　又數日ヲ經テ蕾倍肥脹シ黃綠色ノ蕋線ヲ綻露ス頗ル愛スヘシ

四　六月ノ初ニ至テ全ク開ク大小圖ト等シク數百條ノ蕋線開暢攢集シテ合歡花ニ彷彿シ白色ニハ微綠ヲ帶フ第勁強ニシテ合歡蕋ノ軟弱ナルニ似ス但コレニ觸レテシカルニアラス花瓣四枚ソノ下ニアリ亦白色ニシテ微綠蒂亦四ツノ底ニ在リテ瓣ト互出ス俱ニソノ繁蕋ニ罩ラレテ全ク見ルコトアタハス香氣濃郁態質清雅真ニ奇觀ナリ

五　開花宿ヲ經レハ即チ花瓣蕋ト共ニ散落シテ心蕋ト蒂トヲ留存スソノ心蕋ノママ撓メルアルハ護瓣ニ包裹セラレテ盤屈シテ蕾ヲナスノ時ノ狀ヲ遺シ開キ来

レトモヨク舒暢スルコトヲ得サルモノナリ

六 数日ヲ送テ蔕底肥實シソノ色暗紫ヲ帯フ

七 蕋線ヲ分チ圖ス大サ相同シ鏡ヲ以テ之ヲ廓視スレハ粉鈿ソノ蕋巔ニ蓋ヲナシテ菌蕈ノ状ノ如シ

八 七月ノ末大抵落花ヨリ五十餘日ニ至テソノ實全ク黄熟スソノ香花香トヤヽ同シカラスシテ別様ニ芳郁ソノ味甘冽圓形ナルモノハ莢一箇アリ

九 二箇ヲ容ルモノハ橢圓ニシテ尤モ肥ユ

十 實子ヲ割斷シテ腔内莢ヲ容ルヲ見ルソノ莢只ソノ蔕ニ近キ処ニ於テ僅ニ一小膜ヲ以テ附属スルノミニシテ四周ミナ鬆離スコレヲ振フニ聲アルコトスヽムメニ倍ス

十一 莢皆正圓ナラスソノ色黒褐ナリ両箇一腔ニアルモノハ孿衆ノ相倚ルニ異ナラス肥實セルハ莢皮壘紋ヲ生シ仁ノ緑色

ナルヲ見ルモノナリ

十二 随テコレヲ土ニ下シ八月下旬ニ土中ニ
白根ヲ挺出ス

十三 九月ノ末白根長ク低生シ一箇ヨリ三條
ノ紅芽ヲ發ス

十四 晩冬ニ至テ暖窖中ニ於テソノ芽漸長シ
大サ圖ノ如ク既ニ亭々ノ勢アリ

十五 ソノ葉必對生ス葉邊頗平等ナラス然レ
トモ剣缺アルニ非ス脉理ソノ邊ニ沿テ
界ヲナスコト他品ト懸ニ殊ナリ

本草之學近今漸精因顧從前所學猶兒戲耳蓋
凡事自粗而到精固宜然也妍芳没君夙耽此学
研究日密又淂培栽之妙如蒲桃開花可謂本草
會中之盛事也君語余曰或云李氏綱目附錄諸
果中有木竹子引桂海志云木竹子皮色形狀全
似大枇杷肉味甘美秋冬實熟出廣西華夷珍玩
考秘傳花鏡亦載之疑是蒲桃因稽之琉球草木
圖譜等知非他物今圖說剞已成請子繫諸巻末
余既承君之囑寫蒲桃之真愛之之至喜其澄擾
之多不厭其說之繁乃欣然錄之嗚呼圖說精詳

微密備而不遺觀者出於意料外比之従前此學之鹵莽不啻庭径爲之猶兒戯豈不信哉

文政己丑初夏　江都瘍科侍醫　桂嶼桂國寧識

鑑水鍋田翁之墓

鍋田君とあるべきを翁とせしハ外人への如し

何ともの遠慮ある在るものなることを存る付文の

碑其子書ハ例見る中途彼なく後生先ハ

少きることをお見寡陋見尚不申候唐張説自製

其父隲碑文玄宗書其碑額賜之曰嗚呼積

善之墓と申候へバ実其外にも有ることに

なく、へ生重石に例を不申見候欧陽集に

先君墓表と申ハ其子の祖先中の人をさし見え

に覚え見無筆斎家宝安に石槁書法の

載テ某代故某官某号府君墓左書年月日
右書孝子某立と無之此例ニより申候へ
ハ磐城平故家老致仕鑑水鍋田君墓とありて
可然歟根なく浮飾り長ク厳来ぬ事と存候
者ニ而て岩城平前藩老致仕ノ字ヲ除キ先
考鑑水鍋田君墓と可然歟哉宝要ノ如ク
府君と無之も不苦宝要ニ他人より書候
例とも見可申候へ共孝子の立候所ハ無之へ共
同意たるへくと存候宝要諸石書法ニ先考ニ而
も無之てハ顕蓋もたしかニ先考と有之

候となれハ

鑑水範瑞三舫

コレモ宝要諸石書法ニ倣イ先考鑑水君瑞
三舫と有之可然候哉下ニ前と而出て而皆先
考と致君と致可改候而一可然歟父ノ諱ノ字法
諱とては字ハ外人出候根ノ例ニ候へ共そ
れニ及まじきや思召次第ニ事

平城主侯

平城主と致侯と致一方ニ作候て先ハ城主と
方可然候侯と申ハ公儀より被仰出候称号ニ

八世之孫
法融侯

内辞ニ云 公と称奉て来へ共 碑銘等ニ池
国人ノ兄ノ孫ニ而侯家で然ル貫殊ニ天
子将軍ノ事も仕候へバ仕遠慮ニ而御座
ノ変異ニ付例も仕候ニ付人バ御遠慮
ニ及中御座ニ而侯ハ前々中ノ如ク公儀
より御出ニ而名国トハ貴ク而ヘ仕候より平
侯ホトモ世の中ホトヽモ一ニ従ヒ国ノ支格別
ニ仕候ヘ共臣子よりハ却而遠慮有之候

而も然哉とねがハ公家ハ上下共ニ通用ニ而
臣子より其君を尊ぶノ詞ニ宗り不甚ノ哉と
存候 古人ノ文ニも諡侯も仕候へ共廷而少
ク而庶ニ諡侯ハ通例ニ而天子将軍へ指障り
ノ而ハ下ニテハ

故征夷浚明公
指障りと申ノ支 時宜存ノ浚明院大将軍と
申候ノ而ハ如何にて有之哉 廟文王と申心
ノ遠ニ御成ノ通り申候 廟王と謂ハ
叛臣同様と申人も申候

天皇立皇后

是又同様ニテ天皇ノ二字ハ削ルヘシトモ云ヘト是ハ立皇后ハ天子ノ外ニ無キ事勿論ナレハ

為夷蕃防夷使也　当今上下及蔑名私ニ改メたく今ノ武鑑通リニ而可然ハカリ難シ仰下ハ老拙【折カ】素ヨリ此旨意ニ候得共漢名ニ引當後世ヲ誤リ候事ニ而御誡ハ通ニ候得共但防夷彼也ト一ニ二解釈ヲ被加ヘ候而も不及ハ哉ト存ハ是ニより候得共不然ハヘ其先ヘハ無之方可然と存し

移為勝度君儀

二重ニ出テ可此六字削り而可然ハ

銘

父ノ事実其子碑陰ニ録ス例宝安諸石ノ例も候ヘ共孫ハ未見不申ハ祭統ニ孫ト係稱美而不稱悪此孝子孝孫ノ心也と候ヘハふ善ハ有之候テ可有之哉金石三例子孫為父祖行状例と候ヘ共中ニ孫撰父ノ語中語有之ハヘハ父ノ録ヲ出シ候事候得而中ハ哉コノ

銘何書ニ出シ哉見合中被下候得共銘多ク文
人ヘ托シテ通例ニ而子孫ヨリ謝シ有之乃
弊ニ成テ明國ノ如キハ史官行状ヲ上ル弊
候ユヘ評論ありて其後ニ至テハ銘を謝ル
も無事哉と見ヘ申候其故ハ死者ノ為ニ哉故
不申候此條此方ニも入用候ヘ共何分作候
ニ上ケ子より文ノ銘書ヲ而不書候ヘ例ハ見出
し申候申哉て御下候
其外文銘ニハ愚意ニ異(矣)ナルモ多ク候ヘ共ニ
七ハ人ニ好むる不同有之ニ付略不申述候以

工

錫田先人枢

小宮山次郎衛門 文久ノ八月

一 貴翰拝読寒冷之候愈御佳寧拝賀
奉存候然者先般先考墓碑之儀撰文
相願候仕(ハ)愚意ニ申述ニ付懇切被成下大ニ安慮
宜敷取捨被成下候由御申越之段難有存候極尤
之趣ニ承知仕愚意ニ條如左

一 子として父之碑文其例少き事ニ候得共
歐陽公瀧岡阡表ト申ハ其父之墓表ニ而
候得共既ニ選本數ニ載有之候八大家讀

本文ニモ有之様ニ見ヘ申ハ此段可稱省ヘ
新ニ表ト書ヲ認テ書テ此段甚例有之
一同宜様ニ存候テ表ニ仍而ハ銘ハ書キ事ニ
此儀ハ一縮モ墓ヲ記スル可然意ニ仍ヘハ
銘ニ書キ方一向宜ト存候

一翁ト称候ヨリ矢張君ニ方宜敷 小宮山氏
ニ説不可用ト存候 下文ニ得其ニ事ヲ候
此条ヨリ又ヲ翁ト称スル事ハ無キニハ
書テニ家翁翁公ナト称シ有之仍而ハ此段シ
無之所ハ矢張君ニ方ニ而此儀文中ニ而ハ

先考又ハ先公ナト可宜候間額書候ハ考ニ通
リニハ家ニ方可然候府君ニモ及中宮ニ尤
府君ト称スル人何モ俗称ニハ無之候後世ニ至ハ
通用之称ニ有之事ニ此儀文公家礼既ニ士
庶ニ通礼ニ而ハ儀礼トテモ士礼ニ此儀齋
家要要文一統ニ用中ハ古礼ヲ以テ云フ
ヘカラスト存候尤ヨリ称スルコトモ既ニ
有之既ニ神主ニ書テ之ヲ祀ヲ書キテ府君ト
題シ候テ此段ニ不用ハ君ノ字ニ而墓石
ハ可宜ト存候 諸家ニ小宮山氏ニ説是

也

一 城主ト計ニテ宮家侯ハ此別ニテ称小宮山ノ説是モ亦宮家ニ世ニ云ト習ハセヨ用ナリ而テ侯ト称スル了モ不信ナト時ニ数レ以ヘ并一説本式ニテ事ニ無之諸侯大夫皆本邦ニ大名家老ノ事ニ犯ス大夫ハ尤ならしこ王君大概諸大夫ニ以ヘハ家老ヨ大夫ト云ヘカラス 按ニ用法ハ國主城主領主 無城ノ大名 地頭 旗本 此ケ様ニ比生テ陪臣ニ城主ノ事ニ比陪臣ニ城持ハ公儀ハ城代ト唱ヘ城主ニ犯ス

以事以テ之ヲ辨ルモ其ノ城主ト心得不宜尤公辺ヨリ城主ニ准セラルヽハ矢張大名ニ而此時以 吉川監物尤此ニ類ス 外モアリ 其外ハ皆陪臣城代ニ比セル事

一 故征夷〇〇公是ハ林家ノ説有之以故大君ト計リ称以大君ノ称以ナリノ称ニ以ハ其公儀ヲ大君ト称スル了ハ林家始リテヨリ混淆シタル称ト成リ朝鮮ヘ通リ國書法後陽成ノ通ニテ林家ナト歴代上ノ儀皆ケ様ニ称シ甚敷ト称ス是ヲ以極ハ何分

一 二モ先祖ヲ追ノ用中ニ候事
防火ノ法モ秋あしく候後世ニ為メト存御候
得共当年ニテハ慥ニ分モ無之時ハ孫ニテ分リ可申
候とも廟所ニ見セ候ヘハ夫ハ如何ヵ成ま近中ニ可
相成候而モ尋ね申之候事

一 前々外様別ニ説無之返完候て先達てより申本
返上延引相成り先年ヨリ多忙延び及猶々
可申上候得共海路之儀故猶頓首
十月十日　一齋坦
鍋田雅丈

近老父ノ墓碑文之儀先日来何ノ変も無之處被
貴様草示大概貴考ニ事循付て変尋之儀御座候
在少ニ呈之筆を致し候可拙文依被拝顔之
及考候処其考候の由ニ御坐候就而ハ其益
一決仕り拝顔来ル節御覧候由ニ候上にて
返却可被下候

一 高説
故大君ハ其志気薄く仕候而　故将軍家ー
ニテ仕武ニ来り是ニ而名分差支り有
之可然ト存候

猶又曾祖妣ハ少字某代ヨリ寄光久ト申候
モノヽ外孫女ニテ先哲叢談ニ相見ヘ候佐
藤周軒ノ娘ニテ此度書ニ国ニ写序申上
候

霜月十七日　　　鶴田舎人

小宮山次郎様　机下

桑人ニ可申

大君ヲ称逸史ニテ用ヒ申候ヘ共難済義ニテ
可申同意ニ候ヘハ将軍家ニテ然候ヘ共極ハ大
将軍ニ致候様ニ又録抔ニ以上差表ニ候ヘハ

何ニ次第も無之存念候

銘旌

近ク銘旌書字ニ疑イアリ今ノ世ニ用イテ宜シカルヘキモノヲ知ラント欲ス然レドモ家書ニ乏シク博考スルヿヲ得ズ僅カニ一二知交ノ書ヲ借リ捜索スルニ

禮ノ喪服小記曰復與書銘自天子達士男子稱名婦人稱姓與伯仲トコレニヨルニ天子ハ姑ク置キ諸侯タトエバ魯定公名宋ナレド宋極トノミモアルベカラズ婦人稱姓トアレバ男子ニハ姓ヲ稱セザルモ明ラカナリサラバ

魯侯宋柩 如此ナルヘキニヤ

又卿大夫ナラバタトヱバ魯ノ季平子名意如ナレバ

魯卿意如柩 如此ナルヘキカ

サレドモ鄭玄ノ注ニ此謂殷禮也殷質不重名復則臣淂名君周之禮天子崩復曰皐天子復諸侯薨復曰皐某甫復其餘及書銘則同トコレ周ノ禮ニ合ハザレバ殷ノ禮ト云ヱルナルベシタトヱ其言臆度ニモセヨ其身漢ノ世ニアリテ如此云ヘルナレバ漢ノ世ニハコノ小記ノ説ノ如クニハアラズシテ字ヲ用イタルニヤサラバタトヱ張良ナランニハ

留侯子房甫柩 如此ナルヘキカ

又正義ニハ書銘謂亡人名字如旌旗也トアリサラバ

留侯良子房甫柩 如此ナルベキカ

陳澔ノ註ニハ書銘書死者名字於明旌也殷以上質不諱名故臣可以名君歟男子稱名謂復與銘皆名之也コレモ鄭説ニ従イ殷ノ禮ト見タルモノナリ

三禮義疏曰天子自名不過對鬼神之辭曲禮孝王某嗣王某是也若臨侯邦之鬼神則稱字曲禮天王某甫是也其他未聞稱名者此乃云天子達於士其辭一又曰男子書名二説不同故鄭臆為殷禮與周法不同但於古不見所據存疑可也トコレハ天子達於士其辭一ト云ハ字ヲ書スヿト見テ男子書名トアルヲ一説トシ二説アリテ疑ハレト云ヘルナリサレバコノ説ヲ取リテ今ニ用イガタキモ勿論ナルベキカ

晋書曰魏明悼后崩議書銘旌或欲去姓而書魏或欲両書安平王子字以為經典正義皆不應書凡帝王皆因本國之名以為天子之號而與往代相別耳非為擇美名以自光也天稱皇天則帝稱皇帝地稱后土則后稱皇后此乃所以同天地之大歸統無二尊名不待稱國號以自表不俟稱世族以自彰ニ淵鑑引

コノ論確ナリ自天子達於士稱レ名アルモノ晋ノ時モ用イサルヲ知ルニ足レリ

又

儀禮ノ士喪禮曰某氏某之柩コレニヨレバ氏ト名ヲ書スヿト見エタリ周礼小祝ノ疏ニコレヲ

引テ某氏是姓下某是名此渭士礼トアリサラハ
季孫意如之柩 如此ナルベキカ
鄭注曰大夫之所建也以死者為不可別故其旗識
之愛之斯録之矣無旗不命之士也
正義ニ喪服小記ノ文ヲ引且曰以此而言除天子
諸侯之外其復男子皆稱姓名是以此云某氏某之
柩トアリ除天子諸侯ノ外トアルトキハ諸侯ノ
銘旌ニ名ヲ書スベカラザルヿイヨイヨ明ラカ
ナリ又命士ニハ旗アリ不命士ニハ旗ナシトア
ルハ周礼小祝ノ疏ニ士喪礼曰為銘各以其物者

渭用生時旌旗按士喪礼注王則太常諸侯則建旂
孤卿建旜大夫士建物云亡則以緇長半幅者亡無
也為生時無旌旗子男之士不命是也トアレバ用
緇ハ士ノ礼也
檀弓ノ大全ニ嚴陵方氏曰明旌謂之銘故男子書
名爲夫愛之則不忍亡故為旌以録死者之名トコ
レモ名ヲ書スト見タルナリ
事物紀原曰後漢趙咨遺書曰古之葬者至適有加
周室制兼二代表以旌名之儀則葬礼之有銘旌周
制也喪服小記曰書銘自商始置非周礼也周官司

常大喪共銘旌因商事爾士喪為銘各以其物書名於末曰某氏某之柩置於宇西階之上商以前皆書姓男名女字無書國者后亦不書氏至魏以為天下之號無所復別臣子故稱之以自別也トコノ趙沓ハ鄭ノ説ニ異ナリ全ク周ヨリノ禮ト見タルナリ然ルニ紀原ノ作者喪服小記以下ヲ引テコレヲ駁シ鄭ノ説ノ如ク商ノ礼ト云ヘルナリサレト鄭注ノ説ヲ本文ノ如クニ書ナシ又商以前皆書姓ナド云ヿ何ニヨレルニヤ不審ナルヿナリ恐ラクハ杜撰ナラン又別臣子ノ條モ何トカ分リ兼ルナリ

コレマデノ説ニテハ天子諸侯ノ外士大夫ハ名ヲ書スヿト見ヱタルニ其後議論モアリテ△

△士大夫モ名ヲ書セザルヿニナリシニヤ寡陋未タ其議ヲ見アタラズサレドモ

家禮儀節曰某官某公之柩温公書儀モコレニ同シト云フ未検其書

トコレニヨレバタトヘバ朱子ノ父朱松ナラハ

尤溪尉朱公之柩如此ナルカ

齊家寶要曰某官某號某公之柩コレニヨレハ

尤溪尉韋齋朱公之柩如此ナルカ

家禮儀節又曰無官則随其生時所稱コレニヨレ

バタトエハ伊藤維貞ナラバ

源助伊藤公之柩 如此ナルカ

齊家寶要又曰無官則書處士某號某公コレニヨレバ

處士仁齋伊藤公之柩 如此ナルカ

朱氏淡綺曰日本故某官某之柩 舜水集コレニ同シ コレニヨレバタトエバ本多忠勝ナラバ

日本故中務大輔忠勝之柩 如此ナルカ

サレドモ明人ハ皆家禮同書法ト見エテ居家必用ナドモ家禮ト同文ナリ舜水獨古禮ニ従イシヿ不審ナリ又安積老牛ハ親シク先生ノ門人ニテ其説ニ従ハズシテ家禮ニ拠リシモ疑シサラハコヽニ某トアルハ名ニアラスシテ姓ヲ云ヘルニヤ某ノ下ニ公ノ字アルヘキヲ偶く脱セルニアラズヤサラハ、

日本故中務大輔本多公之柩 如此ナルカ

諸禮ノ書法ニモ合イ諸侯ハ名ヲ書ザルトアルニモカナイテコレニテコソ相當ノ書法ナルベシ但舜水ハ明國ノ例ニテ日本ノ字ヲ冠シタレド我邦ハ異國ノ世ニ國號アルトハ異ナレハ日

本ヲ冠スヘカラス
佐野郷成遺本曰威公御名旌御小姓目付持銘曰
三品黄門水戸府君源氏柩トアリ又林恕ノ挽詞
ニ粉書長杠捧銘旌ト見エ人見卜幽ハ遺言喪禮
擬朱子家礼ト云エリ
葬祭儀畧古本曰某氏某名秉之柩コレハ全ク古
禮ニ擬タマイシモノナルベシ然ルニ義公葬儀ニ
ハ故権中納言従三位水戸侯源義公柩ト見エタ
リコレハ儀畧ニ異ナリ君ト臣トハ差別アル故
ニヤ心元ナシ

又儀畧改定本ニハ某稱號某氏君之柩トアリコ
レハ家禮ニ従ヒテ公ヲ君ニカエタリコレ必老
牛ナドノ改定ナラン其故ハ伊藤兼山ノ葬儀老
牛ト大井廣ト議シテ定メタルニ兼山居士伊藤
君柩ト見エ又小宅氏遺書ニ老牛ノ説トテ銘旌
ニ故如灰居士小宅君柩ト見エタリコノ後ハ多
クコノ書法ニ従イシナルヘシ
葬禮畧私注曰銘旌碑面神主粉面不可書諱蓋為
不敬也トコノ説定メテ拠アルベケレド引書ナ
シ此書加藤宗博ノ作ニテ當時老牛ナドニモ議

セルモノナラン猶考ベシ

婦人銘旌

喪服小記曰婦人書姓與伯仲正義曰姓謂如魯姫齊姜也コレニヨレハ

伯姫柩 如此ナルカ

又曰如不知姓則書氏正義曰此亦殷禮也周之文未必有伯仲當云夫人也氏如孟孫三家之屬コレニヨレハ

姫夫人柩 如此ナルカ

孟孫夫人柩 不知姓モノハ如此ナルカ

齊家寶要曰妣則書某封某母某氏夫人或宜人ココニ某母トアル某ノ字ハ其子ノ姓名ヲ云ヿニヤ某氏トハ其母ノ氏ナルカサラハ

金華縣君楊某母呉夫人柩 如此ナルカ

又曰無官則書某某母某氏孺人之柩コレニヨレハ

楊某母呉孺人之柩 如此ナルカ

泣血餘滴曰銘旌粉書隨其生時所稱曰某之柩按士喪禮注與家禮注相異今從家禮

孺人荒川氏亀媼之柩

右ノ如ク見ユタリ家禮ニ従トアレド見ヱズ疑

ハシ孺人ノ字ヲ冠シタルハ某封トアルニヨル
ナルベケレド孺人ハ封號ニアラザレバ冠スル
ハ不可ナラン又下ニ亀媪トアルモ何ニヨレル
ヤ疑ハシ
葬祭儀畧古本曰女者氏幼名之下ニ之柩ニ改定本ハ女
ノ銘旌コレニヨレバ
見ヱズ荒川氏亀之柩如此ナルカ
幼名ト云ヿ疑ハシオモフニコレハ男子書名婦
人書姓與伯仲トアルニヨリ不得已幼名ト云ヘ
ルナランカ

右諸説ヲ参考スルニ卿大夫以下ハ名ヲ書ス
ヿ古ヘヨリノ礼ト見ヱタレドモ後ノ世ニ至
ツテハ温公書儀家礼儀節斉家宝要居家必用
ナドニ見ヱタルモノ近世ノ通例ニテ書名ヿ
ハナキト知ラレタリ予竊ニ按ニ檀弓ニ銘明
旌也以死者為不可別也トアルコソ此事ノ要
文ナルベシサラハ今ノ世ニアタリテ古礼ナ
レバトテ書名テハ誰トモ別ヘキヤウハナキ
ナリ今ノ實名ハ世ニ行ハレヌヿナレバ今世
ニ行ハルヽ呼名ヲ用イタルゾヨカルベシタ

トヱバ仙臺ノ片倉小十郎ト云ヘバ誰モ知レ
ドモ片倉景綱トアリテハ何人トモ知レサル
カ如シ因テ古禮ニ従ハントオモフ人ナリト
モ

片倉小十郎柩　如此ナルベシ

今ノ呼名ヲ以テ世ニ行ハルヽハ古人ノ字ヲ
以テ世ニ行ハルヽモノハアルト同シカルベシ
又義疏ニモ書字書名ニ説アリテ疑ハシト云
ヘルヿ前ニ見ヱタルカ如シサラバ古モ名ヲ
書スニ決シタルヿニモアラザルベシ近例ニ
従ントオモハヽ

小十郎片倉君柩　如此ニテ可ナラン

若シ他國ニ死シ還リ葬ルカ又他國ニ本貫ア
リテ往テ葬ルカニテ他國ヲ過ルナラバ

仙臺家老片倉小十郎柩トカ

仙臺家老小十郎片倉君柩トカアルベシ

婦人ハ古例ニ従ハヽ

荒川孺人柩

近例ニ従ハヽ

林春齋母荒川孺人柩　如此ナルベシ

曲礼ニ大夫曰孺人士曰婦人トアレハ士ハ婦
人トシテ可ナラン実要ニハ無官ノモノモ孺
人トアレド古禮ニ従イシ方宜シカルベシ
男女トモ古禮近例前ニ見ヱタル如シ何レニ
モ喪主ノ好ニ従ベシ若夫幼傷ノ男女子トモ
ニ不命ノ士ト同ク旌ナキモ可ナルベシ、サレ
トモ禮論ニ引淵鑑ニ問下殤有旐否徐邈荅旐以題
柩耳無不有旐ト見ヱタレバ有ルモ宜シカル
ベシサラバ書法モ上ニ準シ酙酌スベシ金石
萃編ニ故曲江縣丞曹公之女秋霞之柩ト云見

ヘタリト唐人ナリヨキ見合ナリ
以上愚見所及如此猶知礼君子ニ問テ決スヘシ
文政十年丁亥冬十月十三日　小宮山昌秀識

長沼彦八士武井驥より石川義玄方へ来書付

御銘旗之儀ハ御本家様史館総裁青山量助

へ御用人様より問合候処左之通申来ル

故従四位下侍従兼播磨守源〇〇（御諱）朝臣柩

様又表御用人様より目白へ問合候処

故従五位下守左衛門佐源朝臣頼敬之柩

右ハ史館一統申合評議之上於讃岐守殿承、

抄位署書之正法を以可宜有之候趣ニ決定

之付愚意之趣申上ル

御本家様ニ而是迄御改革之御法も全表彼

小記云復與書銘自天子達於士其辞一也男子称
名婦人書姓與伯仲と申本文に出據に遺ける事よ
存候に鄭玄云此謂殷禮也殷質不重名復則臣得
名君周之禮天子崩復曰皐天子復諸侯薨復曰皐
某甫復某甫とは字を呼ける事と存候至極殷礼
にはかなひ申けれ共後世より諱を重んし（これ）又は
諱より州に支刺史太守にお來けれども辞ける事歴
史に多く相見申し孔子より諱も丘を闕畫いたし或
は郎に字を称申けれ文に臨（これ）時は不諱とも申ける人
もありて候得共上禮は周公を傳候事とは申候へは

遠く古にさかのぼり殷禮は用ひ難き方可然存候
今日は人情招魂にも異なる所諱臣下よりして呼並
ぶ事も存候て本邦は一向に諱を重んし不申けれ
ども儒礼は用ひ難く儒法にて葬送は候得は
となら臣下として諱を認ける事多く存候
古礼も多く亡申けれ付唯今残しこ製の文は洞
當より家礼も多く文公家礼温公書儀等に本據ける
事に候得は銘旗（旌）にも其法も古を可用可
然存候

儀禮士喪礼

某氏某之柩

文公家禮

某官某公之柩

温公書儀是ニ同し後世の俗書しるし置用のごとく
柩ハ書物ニ此定して入る

齋家寶要

某官某號某公之柩

本邦官位代ニ大抵同しけれハ此書ハ諸家
事を兼し兼用し近き齋家寶要ノ書法ニ依
而極而當ト可なれハ

某官 某号 某公
従四位下侍従理應齋源公之柩

士喪禮以下首ニ故字無之和漢ニハ用ひ候銘
旌ニハ無之常ト論しく棄候柩ニハ字上ニ之
字入申去法ニ此生ハ其上是ニ而文字奇數ニ成
考ト論しく棄候将亦公ノ字天子ノ三公杯ニ
此餘詞ニ有之ト将亦公ハ五等ノ爵ニ擬ハ事ニ
ハ無之全重んしハなけれ親ニハいも用申ハ混錯
侍る杯ニハ子を親ニ称して公与申ハ且謚号ニ者
如き杯ニ小國ニ在ても公ノ字謂申ハ春秋經ニ

公の字の事を書し申候へ共彼國臣子之稱ニ而
辭ニ撰候儀ニ御座候且公字現在之御代御稱御道
行も被為在候ニ付相成候春秋封建之時も魯
桓公於齊ニ而薨去之喪を魯へ持返り候ニハ諱
を書き申し中ニ而無之事ニ候而孫と書き辭ニ不
書事ニ御座候其外郡縣之世ニ而ハ素ゟ御多ハ迚も
無論事ニ御座候たとへハ江戸ニ而公之通御銘旋
御現在遊瑞龍山へ御葬送御座候而も何之議論
も有之間敷事ニ御座候御葬之節林家ニ而も及内談候
處甚極御尚ニ相願之中ニ候ハ御不服埒除ニ申上候

尚御取捨可被下候以上
是ハ先年書上て撰義阿らしうひ清書之趣て
必ニ御代見御免可被下候

碑撰者別號

昨今ニ至ル迄ハ墓碑文撰者共者ニ號を標
甚しく名を出はさる事至説ニ重んし華飾らす有之
然不知内中ハ所知人多けれ共近所住ハ先人
あるも大概調ハ不向ハ味ニてあらハ何自知口樹
ことなり字竪立十トも近来見当りハ内中ハ碑文
諸人とも撰者名を題ハ事も見出て内福井若
ニ肉徳元と云傳え出ハ内ある事もと心付て事
近ニ米庵墨談後編載出てあり中能ハ

甚太郎

多藝窓北堂

嶋及臨老人か來リ

濵楽名若城ハ多藝窓北堂といひし伊勢國司

村親に撰しの内其内無水河内当廣行いとゝ不

おる見淮法にゆ守子あふ學者とまし文章好も

有之ゆ田朱注四書なとハおゆ見不申ハ好き盲

瀬云行かの中さしうも學捷にあらは先家筆話

二記是ハ長湯草にうも安さのことあらさるかう

しも心付申ハ唯窓之當も湧出むも一首之代如

様に楽名かよ中城ハ好き本文之後人之読注小

次郎来つ横

混にまのことてあそびゆゑにはあそびは入丹後
しも愚痴こは不得意に
多氣窓嵩
むかし妻兄の廣綱と中なかに人国を競なかに
ふ聟のいまうとわらひて此へりなかにはまたしかに
き国はゆるしもうひおもし人にゆるしまゐたりしか
此所らるあやらへにはぞ文字にへあるへ綫てあら
うひのかなるといへり女かもうしなへりしともは
あるになか廣綱かかくさんの是らに及ひ事なに
や雅治のはかなきあそびしもよわひも雅治よりよ

くて雅治もまさしたしのれしとおりあらしとか
きおきのへり
昭世廣綱我作廣從東見資朝録嵩著嘉文乱
記
秀按コノ昭世ニ嘉文乱記とある西納除争録
こよりしあるへし
むかし鎌倉武藏様といふ武士ハ名を忠反とい
ひ鎌倉のきれものありそれかな忠反といひ
なかとの廣綱か集の序ハ世たりその文にいふ
く朝是従四位上伊勢の大江の斎師ハ西くわ三州

第三の諸名ともに大江にかゝはりて詳ならねど
姓氏ハさきたる系にも見へねど下安おなしく大江
氏なるにや
昔清和の御時藤原広嗣といへる西国の時秀相ハいせの
守ときこえていふへし西目と云心得かたし垂水広松といふ隠者の不
餓たるみといふ者を秀相ハ此隠者不餓といふ又誤といふも不審なり
押てとらへ申ん広松賦作りて因星辰維光令星
辰曇分下情不達于上天云々此よし上ニ申へうの
広松ハ七年ん路の旅天り下ニ申へたれバ君もあ
はれと思しめし刑ア省の官にをさめおかれたるの御ふみて

扇うて西国罪によりおもてしたるおもて西国ハ
上にあれハ必おこる心あるなりや仁君ハ君の心
あるへし此よし広嗣を絶に見えたり
むかし近来境の御時安濃造桑名ハ志摩枝
り商ありふつく色をとのえてさ田よいちなるかの
京にてよき妻をさいしひ得て安濃にあそひかへ
りぬ新政といふ源氏の武士国うけたる女をと
りあてゝたゝ新政あつかりおもひきそふとい
ふものを従にてまもりたり東道せんあるもなく垂
見の宝長を斬とて垂見に行たり鏡も宝長ハ

院にありたまふ男女急せひなく帰りきあまた
ありせいし是が妻退けし地にて定長ハ河内
守が祖となれり
既出河内守則重兄廣歸
按に但も國朝諸争録の廣住より附會せしなり
説なるべし
存して外記ふへき
○むかし准后の此寺にして洞津寺し
安濃津を洞津となせし明人の何人といふを評
されなり是を安川土佐の用ひしハ不覚なり

況や村親にの従ハあるへからず其此辺よりさ
うの障りて親房にの時ハ称あるべからざる名
目あらざるや
○盛者が事伊勢地理志に見へたり
此は伊勢地理志と云書あるへしともこれあり
此書
むかし当村（國イ）に愛宕の西改といふ
当村といふ村親にのゆふへからず
むかし近来院の此時安濃造乗在し
近来院の時の人の名に似ぞ

むかし後村上の御時伊勢隼人佐石部兼政
伊勢年人佐石部兼政と欽年人佐石部兼政
石部といふ心ありけるし
ともあ
ふへし
さくめのゝ賢眼ある貴ハ一年用ふそくなくてむつ
の國司にしし
午の九月三日　ちうふさ
為よの國司よの
故中納言顕家卿為鎮守府将軍陸奥國司
准后親房の子
按ずるに文中九年し先ッ午の年ハ興國三年壬

午なれば此頃ハ康永元年をいふに似たらず此五
年以前に顕家卿戦死あれバ顕家の説なる
る論を待ずして顕家ハ後人の誤なりと云
ふべけれども此五年以前より親房ハ常
陸國に趣きましまして恢復を図られし時に
もさらば遂に常陸より人絶て賢眼ある貴
を為よの國司となりて陸奥に赴られしなる
べししかもなからさる殊に親房ハ元徳元年
出家宗玄と号せられしよしなれバ為よの
國司なじん実名ちかふさとしもあさまじき

根ニ因りし也結縄文字ありしならハ皆危急な
亡ニ際するとも其大事ニ当るならハ皆記
押のことなり多くハ外の諸事にこそあれ結縄ハさ
ることの名家まて修理大夫ニ達しても一の諦
を謂ふ也しかハなきニ語国ぬきニたるものなりけ
僅ニ其実の証文ニ以てのミ其名を志るして姓
たるらんやたとへ当家の後なりとも上義
の文なしとニハ実名を得たるものあるまじ
きニもあらねども其外ニハあるべからん是
役人の織きものニ己れり心をもて推測すべし

ものなることの明らかなり殊ニ此書ハ載せたる物ハ
あらんて里俗の伝説なれども附会せんとて説
を設けしもの物なきしと見へたりの考ふべし又按ニ少領なとも年号あ
りて難しき附会なるニ年号
なしニ午ノ此月とせしも又難し

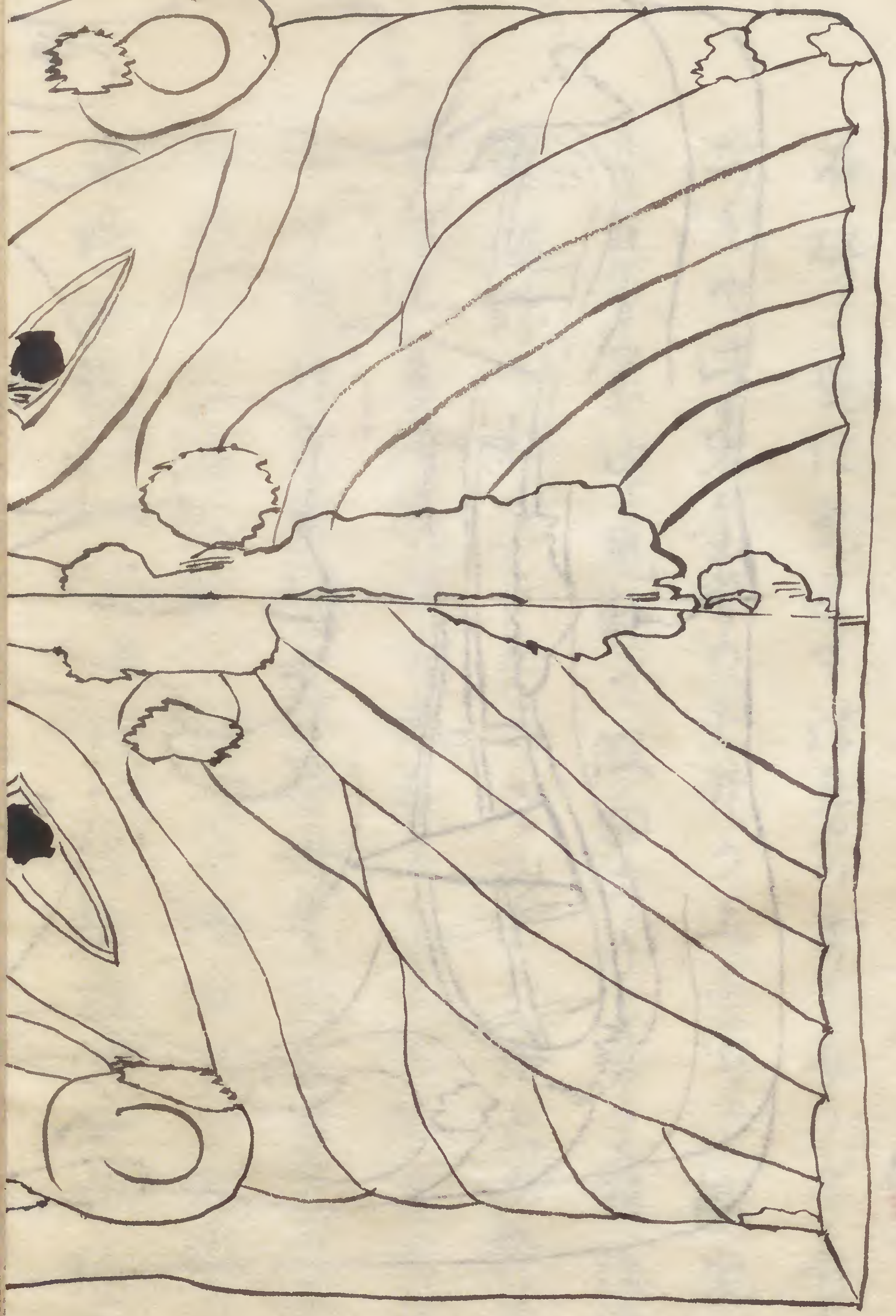

火災水難祓除
河神霊面真圖
武藏國多麻郡高畑不動尊
別當金剛寺盛雅開眼

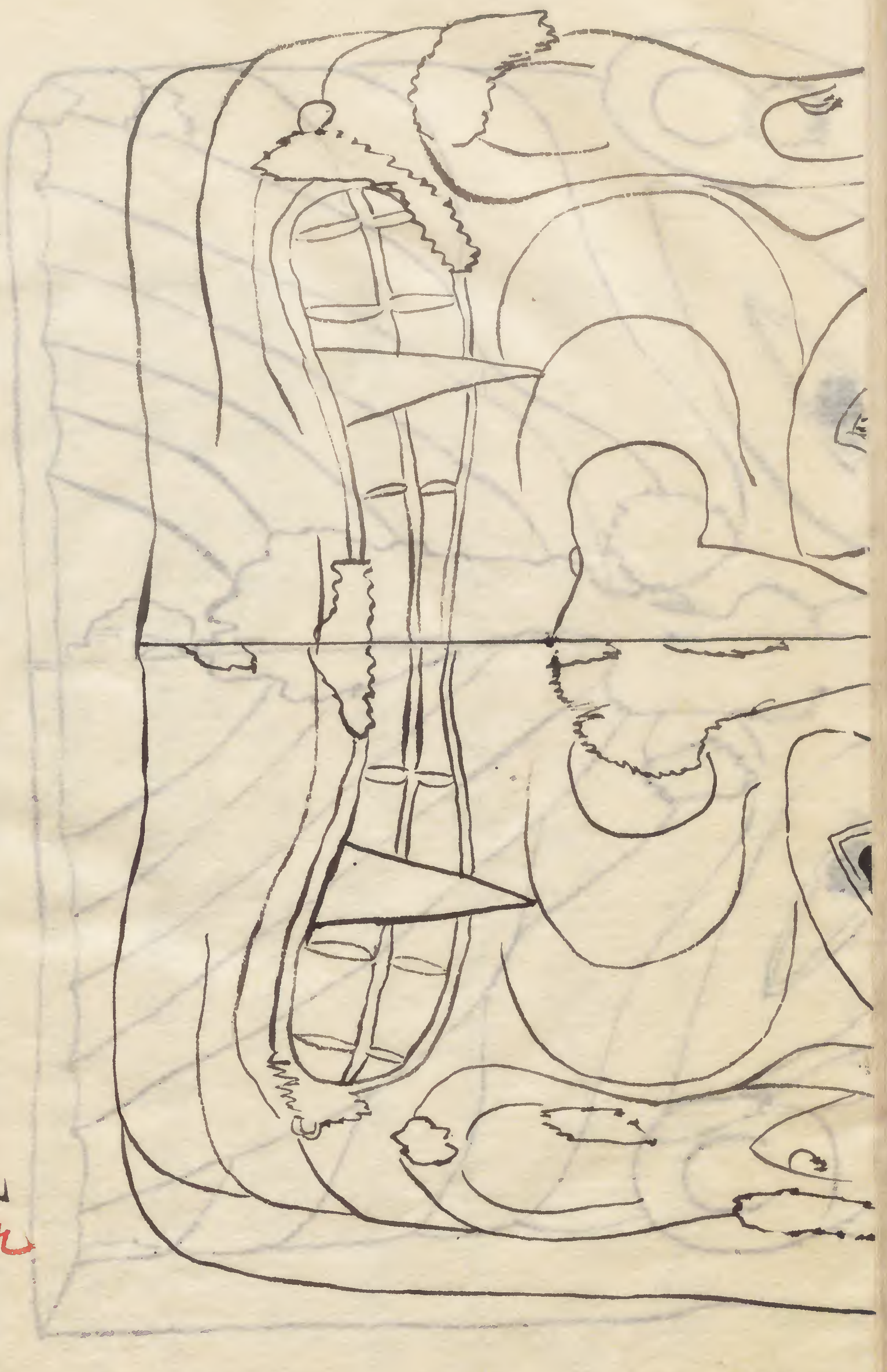

諾(ナラ)樂西京藥師寺ハ　天武天皇白鳳元(九)年に創建
たまひしより　後奈良院天皇享祿二年まて回

祿に罹られしと云傳ふれと　天武の時の東(塔)長
屋王の建立られし東金堂(東禅院をいふ)と及佛足
石碑ハ災に免れて往昔のまゝなれど奇しく妙
なるや此東金堂の天井の上に古き雕物など多
く存れるに中鬼神の假面ありしを護法院の密
道法師かれこれをたるにみれば水火の難を被除
といへる河伯の古面ありけり河伯まくは河神
といふ神武(代)紀(巻上)に伊弉冊尊川を生たまふとある
これと仁徳紀(十一年四月の条)に河伯とも河神とも書
き神名帳(下巻陸奥國亘理郡り郷)に阿福麻河伯神社倭名類

聚鈔室生院本に兼名苑云河伯一名水伯河神也
神美の神
和名加波乃賀美なとみゆ蜻蛉日記附録にははらから同腹兄の
陸奥守長能にてくたるを長あなけけるに頃我其のくたる下る
日ちかつきぬ晴ぬバこの彼國にかはく河伯といふ神ありと
て歌に「わか指陸奥國云くにの神のまもり守やそへ添りけらう
はくけあらし天津まもる藤原長能返し「かくぞしる知
かはく河伯しときけバ君かためあまてる天照神の名にこそ
ありける右大将道綱母とも見えたり壒嚢抄十巻の十に毘沙門
の鎧前の鬼面ハ河伯面にて大國の鎧具なり佛
師が加ハ又といふも河伯カハメ面を誤れる歟秦皇の

装束にもあるにてオビクヒとよぶ字を帯会帯
頭など書けり河伯ハ抱朴子青金傳などに出
て花陰潼郷の馮夷といふ者八月上庚の日河に
溺死たるを天帝署して河伯となしぬ論た
り奥龍河図史記封禅書注所引捜神記西溪叢語下等集に
どの説あるを鄴し淮南子氾論訓にも河伯人を溺し
死なしむるゆゑ羿その左目を射るといひ漢書王尊傳
穆天子傳易林續博物志なとをはじめて所見挙
に違なし花陰潼郷隄首人なる姓ハ呂名ハ公子夫
人ハ姓馮名ハ夷とも又一人まて姓ハ馮名ハ夷字ハ公子とも

いひ水仙と号すといへりさて此古画千百餘年
の神霊の物なるは八月初の庚日酒醸を捧て祭
る人必水火の災難を免るゝことゝ易林續博物志の
説にて疑なし文政十二年八月上之庚九日江戸松屋
主人小山田與清識

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan